

令和6年度府中市一般会計歳入歳出決算の不認定に係る措置の状況の報告  
について

令和6年度府中市一般会計歳入歳出決算の不認定を踏まえ、必要な措置を講じたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第7項の規定に基づき次のとおり報告する。

令和8年3月18日提出

府中市長 小野 申 人

1 不認定となった日

令和7年9月19日

2 不認定となった経緯

令和6年度府中市一般会計決算等において、「食の推進に関する事業に関する事案」「恋しき」の保存活用及び管理運営に関する事案」「恋しき」における出店に関する事案」について、不適切な事務処理が見受けられたため。

3 講じた措置の内容

上記不認定の経緯及び内部調査チームによる調査報告を踏まえ、不適切な事務処理に対する措置として、次の再発防止策及び今後の対応策を講ずる。

(1) 再発防止策

組織的なチェック機能の強化と、意思決定プロセスの記録化・可視化を図る。

ア 議会への報告

予算流用の執行状況について議会の求めに応じ報告し、外部視点による検証と透明性を確保する。

イ 再委託管理の厳格化

行政事務の委託において、不明確だった再委託の規定を整備する。

(ア) 原則禁止

業務の全部または主要部分の再委託を明確に禁止する。

(イ) 事前確認制

一部を再委託する場合は「再委託確認願（理由、金額、体制等を記載）」の提出と事前確認を義務付ける。

ウ 事業目的適合性チェック制度の導入

補助金支出の際、担当者の意識啓発を兼ねた「事業目的適合性チェック表」を決裁文書に添付する。

エ ガバナンス・コンプライアンスの強化

(ア) 公益通報制度の見直し

上層部の行為も通報対象に含め、風通しのよい組織を目指して顧問弁護士と協議し見直しを図る。

(イ) 三役及び管理監督者研修

指摘されたコンプライアンス意識の欠如を改善するため、三役及び管理監督者を対象とした継続的な研修を実施する。

(2) 個別事案への今後の対応

指摘された懸念事項に対し、法的精査と運用の抜本的見直しを行う。

ア 未払い金への対応

契約関係と市の債務該当性を精査し、弁護士等の確認を経て市としての統一見解をまとめ、事業者の説明を行う。

債務が確定した場合は、適法な手続きに基づき対応する。

イ 架空事業の疑いへの対応

記録や証憑に基づき実施実態を再確認し、公金支出の妥当性を検証する。

不適切な支出が否定できない場合は、法的措置を含め検討する。

客観的な評価が必要なため、第三者による検証を実施する。

ウ 「恋しき」の管理運営体制の刷新

不透明な委託関係を解消し、管理運営スキームを正常化する。

(ア) 直接契約への移行

観光協会への業務委託を廃止し、市が施設管理者と直接契約を締結する。

(イ) 透明性の確保

貸付条件の決定過程や公平性を確認し、事業経費と施設維持費を分離して報告させる。

(3) 第三者による調査・検証

市民の信頼回復のため、疑義が生じた部分について外部弁護士等による第三者的視点での検証を実施する。

ア 重点検証項目

裁量権行使の相当性、管理監督責任の範囲、組織的関与の程度、公金支出の妥当性。

イ 改善の継続

第三者からの調査報告および提言に基づき、本改善策を改めて精査し、必要な制度整備を随時行う。

(4) 市民及び職員への説明

在任期間中に市民及び職員に対して市長が自らの言葉で報告を行う。